



Japan Boxing Commission

Tokyo Dome 1-3-61 Bunkyo-ku, Tokyo, Japan

Tel: 813-3816-5761 Fax: 813-3816-5760

2024年6月1日

一般財団法人日本ボクシングコミッション (JBC)

処 分

処分対象者	福重 浩輝
ライセンス種別	ボクサー
ライセンス番号	49769

1 処分内容

処分対象者は、制裁規程第2条第1号及び同条第3号に定める規律違反行為があったと認められることから、同条及び同規程第3条第2項第5号に基づき、6か月のライセンスの停止処分とする。ただし、処分対象者の活動の自粛の開始から現在までの期間を考慮して、ライセンスの停止の期間の終期を2024年10月末日に設定する。

2 処分対象事実

処分対象者は、

- 2024年3月8日、2023年12月3日に発生した恐喝事件の容疑者として逮捕、拘留された。その後2024年3月27日不起訴となった。
- 「KINGDAM」なる格闘技団体の主催者の立場として2022年12月の同団体イベント（以下「本件興行」という）に参加した。
- 「BREAKINGDOWN」という格闘技イベントにおいて出場選手とともに入場した。

3 処分理由

(1) 本件恐喝行為に関与したことにより、恐喝の被疑事実により処分対象者が逮捕されるという事態を引き起こし、処分対象者とともに複数名が逮捕され、その一部が略式起訴されたことが大きく報じられるなど、処分対象者による問題行為が全国に広く知れ渡ることとなった。これにより、JBC の管理体制や法令遵守の意識への世間からの信頼が大きく損なわれる状況に陥った。かかる処分対象者の一連の行為は、制裁規程第2条第3号が定める規律違反行為（「ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき」）に該当する。

(2) 本件興行において、処分対象者は、本件興行の主催者により「ゲスト解説者」であると紹介され、実況席の中央に配置された席に座っていたのであり、これにより、少なくとも、本件興行の観客に対し、処分対象者が、本件興行にあたり主催者から正式な依頼を受けた解説者であるかのような印象を与えるものである。これに対し、本件興行において、処分対象者が、本件興行の関係者であることをみずから否定するような言動をした事実は特に認められない。これらのことから、処分対象者は、本件興行に「関与」したというべきである。

(3) 本件BREAKING DOWNは、格闘技の興行を主催する団体により開催されており、スポンサー料等の名目で出場選手に対し金銭が支払われる可能性があることから、何らかの方法でこれら興行に関与することは、「他のプロスポーツまたは他の格闘技関連団体に関与もしくは従事すること」に該当する。

処分対象者は、2回にわたり、出場選手の応援団の一人として、出場選手と一緒に入場する行為を行ったものであり、これにより、少なくとも、BREAKING DOWNの各興行の観客に対し、処分対象者が、単なる観客ではなく、出場選手の関係者の一人として一緒に入場することを主催者から認められた者であるかのような印象を与えるものである。BREAKING DOWNの各興行において、処分対象者が、BREAKING DOWNの関係者であることをみずから否定するような言動をした事実は特に認められない。これらのことから、処分対象者は、BREAKING DOWNの2回の各興行に「関与」したというべきである。

以上